

静岡県公安委員会規則第9号

交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置及び所管区域に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月23日

静岡県公安委員会委員長 小長谷 修 誠

交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置及び所管区域に関する規則の一部を改正する規則

交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置及び所管区域に関する規則（昭和52年静岡県公安委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表				別表			
警察署名	名称	位置	所管区域	警察署名	名称	位置	所管区域
(略)				(略)			
袋井警察署	森所在地	周智郡森町森1524番地の1	森町のうち 天宮、 <u>薄場</u> 、 <u>草ヶ谷</u> の一部、 <u>城下</u> の一部、 <u>向天方</u> 、 <u>睦実</u> の一部、 <u>森</u>	袋井警察署	森所在地	周智郡森町森1524番地の1	森町のうち 天宮、 <u>飯田</u> 、 <u>円田</u> 、 <u>草ヶ谷</u> 、 <u>橘</u> 、 <u>向天方</u> 、 <u>睦実</u> 、 <u>森</u>
(略)				(略)			
天方警察官駐在所	周智郡森町大鳥居	25番地の1	森町のうち 大鳥居、鍛冶島、葛布、 <u>亀久保</u> 、 <u>嵯塚</u> 、 <u>城下</u> の一部、 <u>問詰</u> 、 <u>西俣</u>	天方警察官駐在所	周智郡森町大鳥居	25番地の1	森町のうち <u>薄場</u> 、 <u>大鳥居</u> 、 <u>鍛冶島</u> 、 <u>葛布</u> 、 <u>亀久保</u> 、 <u>嵯塚</u> 、 <u>城下</u> 、 <u>問詰</u> 、 <u>西俣</u> 、 <u>三倉</u>
飯田警察官駐在所	周智郡森町飯田	3185番地の1	森町のうち <u>飯田</u> 、 <u>睦実</u> の一部				
一宮警察官駐在所	周智郡森町一宮	1239番地の3	森町のうち 一宮、 <u>橘</u>	一宮警察官駐在所	周智郡森町一宮	1239番地の3	森町のうち 一宮、 <u>牛飼</u> 、 <u>中川</u> 、 <u>谷中</u>
笠原警察官駐在所	(略)			笠原警察官駐在所	(略)		
園田警察官駐在所	周智郡森町谷中	475番地の2	森町のうち <u>円田</u> 、 <u>牛飼</u> 、 <u>草ヶ谷</u> の一部、 <u>中川</u> 、 <u>谷中</u>				
三倉警察官駐在所	周智郡森町三倉	791番地の1	森町のうち <u>三倉</u>				
三川警察官駐在所	(略)			三川警察官駐在所	(略)		
(略)				(略)			

(略)

(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。